



ワクチン接種休暇について

新型コロナウイルス感染拡大防止策の一環として、全従業員を対象とした「新型コロナウイルスワクチン接種 特別有給休暇」を導入致します。この特別有給休暇を活用して、ワクチン接種を希望する従業員が混雑する時間帯を避けるなど、時間を柔軟に確保できるようにするほか、ワクチン接種後の副反応にも利用できることとします。

期 間 : 2021年5月14日 ～ 2022年2月28日 (※1)

対 象 者 : 正社員、嘱託社員

内 容 : (1) 社員が就業時間中 (※2) に新型コロナウイルスのワクチンを接種した場合は、就業したものとみなす。
(2) 接種日当日について、ワクチン休暇として特別有給休暇を認める。
(3) ワクチンの副反応により休養が必要な場合、接種日翌日の特別有給休暇を認める。

※1 終了時期は、政府が定めるワクチンの接種期間に準じます。

※2 所定労働時間内に限ります。

以 上